

昭和 24 年土木学会制定

コンクリート標準示方書

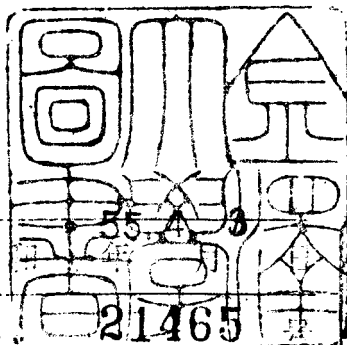
(昭和 26 年版)

昭和 26 年 6 月

土 木 学 会

昭和24年土木学会制定

無筋コンクリート標準示方書
鉄筋コンクリート標準示方書
コンクリート道路標準示方書
重力ダム コンクリート標準示方書
標準試験方法



登録	昭和24年
番号	第21465号
社団法人	土木学会
附属	土木図書館
	昭和26年
	引取図書
	土木学会

序

土木学会の既刊鉄筋コンクリート標準示方書は昭和 6 年に制定され、以来同 11 年および同 15 年の 2 回にわたつて改訂された。また、無筋コンクリート標準示方書は、第 1 部一般構造物、第 2 部重力堰堤、第 3 部道路舗装のどれもが昭和 18 年に一応の成案をえて土木学会誌に掲載された。

これらの示方書は既に長きは 10 ケ年の歳月を経たがその間にコンクリート構造物および施工方法は著しく進歩発達した。そこで、示方書の改訂が緊急なことになり昨冬からコンクリート委員会で内容全般にわたる改訂に着手した。すなわち、まず無筋コンクリート一般構造物、鉄筋コンクリート、コンクリート道路、重力ダム の 4 専門委員会を設けて改訂案を作成し、ついでこれを全委員にはかつて審議した結果、この示方書をえるに至つた。但し、今回はわずか数ヶ月の間に改訂をまとめたので、調査研究に尽さなかつた点のあることははなはだ遺憾である。それで、ここ数年の間に更に改訂されることを予期して、一応これを岩沢会長へ提出した次第である。

なお、この改訂について非常な勤勉努力をされた委員各位および補助金を与えられた文部省当局に対して深甚の敬意と感謝とを捧げる。

昭和24年3月

土木学会コンクリート委員会
委員長 吉田徳次郎

土木学会コンクリート委員会委員 (五十音順)

(昭和23年11月設置)

委員長

鉄筋主査 吉田徳次郎

委員

青木楠男	天堃良吉	新井義輔
有坂誠喜	伊藤令二	磯崎正晴
池原武一郎	伊東茂富	伊藤剛
無筋幹事 猪股俊司	岩永義美	無筋幹事 内山実
内村三郎	内海清温	ダム幹事 鶴飼孝三
江守保平	大西英一	岡崎三吉
小野竹之助	及川知郎	生田久也
岡部三郎	岡部達郎	河北正治
河原友純	垣谷正道	龜掛川振興
菊池明良	熊本政晴	国分正胤
小坂本貞雄	後藤慎吾	佐藤寛政
武内修忠	ダム幹事 高畑克己	道路幹事 高畑政信
樽井常忠	田村浩一	徳根吉郎
中原寿一郎	鉄筋幹事 仁杉巖	新妻幸雄
沼田政矩	野口龍一	島田正介
畑野正助	樋口芳朗	浜田孝一
平井彌太郎	福田武雄	深谷俊明
藤井松太郎	星埜隆和	道路主査 松村孫二
堀越一郎	丸安隆和	丸山二郎
松本幸雄	目黒清盛	山田順治
矢野勝正	吉越保夫	米屋秀三
横田潤		大橋康次

昭和 26 年版について

土木学会コンクリート常置委員会は、昭和 24 年 9 月から 1 年余にわたつてコンクリート標準示方書解説の審議を重ねていたが、その間に示方書についても、不備な点を多少補正したので、これを昭和 26 年版として発表するのである。

昭和 26 年 6 月

土木学会コンクリート常置委員会
委員長 吉田 徳次郎

コンクリート常置委員会委員（五十音順）

委員長 吉田 徳次郎

委 員

	新	井	義	輔	無筋	○猪	股	俊	司	鉄筋	○内	山	実
鉄筋	○岡	部	達	郎		垣	谷	正	道		河	北	正
		川	口	輝	夫	国	分	正	胤		後	藤	幸
		小	林	泰	ダム	○関	慎	吾	道	路	○谷	藤	正
鉄筋	○仁	杉	巖		鉄筋	○田	村	浩	一		高	野	務
		野	口	豊	無筋	○樋	口	芳	朗		丸	安	隆
		丸	山	二		山	田	順	治	鉄筋	○河	野	通
道路	○樽	井	常	忠		畑	野	正	ダム	○藤	井	敏	夫
		藤	田	博	愛	村	幸	雄	ダム	○吉	越	盛	次

○ 印は幹事

コンクリート標準示方書の適用について

コンクリート工事を行う場合には、その工事に適応した示方書を作らなければならない。コンクリートを用いる目的は千差万別であるから、コンクリートの示方書は、それぞれの場合について最も適切であるように作るべきものであつて、すべての場合に適応する示方書を作ることができないことは明白である。しかし、各種のコンクリート工事における差異にはおのずから限度があり、また共通した点も極めて多いのである。これらの共通する点の原則を一般的に示したものがこのコンクリート標準示方書であつて、この示方書によれば、構造物建造の目的を達するコンクリートを経済的に造ることができるのであるから、一般の場合には示方書を厳守しなければならないのである。但し、この標準示方書が、そのまま適用できない場合もあるのであつて、重要な工事ではもつと制限的な条項を必要とする場合もあるし、また場合によつては条項を多少緩和してもよい場合もあるのである。たとえば

(1) 細骨材の粒度について、標準示方書は標準のかかなり広い範囲を示している。これはこの程度の粒度のものをを用いれば、通常、所要のコンクリートを経済的に造ることができるということを示したのであつて、工事現場に到着した細骨材の粒度がこの範囲内でない場合、その細骨材を決して用いてはならないというわけではない。

細骨材の選定に当つては、主として、所要の品質のコンクリートを経済的に造ることができるものを選べばよいのであるから、工事現場の事情によつては規定に合わない粒度のものをを用いる方がよい場合もあるわけである。

規定の標準粒度にこだわり過ぎて、細骨材の費用を必要以上に高くしたり、細骨材の入手を困難にして工事の進行を妨げたりしてはならないのである。

(2) 標準示方書は、粗骨材の最大寸法についても広い範囲を示しているが、この範囲内で所要の品質のコンクリートを最も経済的に造ることができる最大寸法を選ぶことが必要である。最大寸法の大きい粗骨材を用いれば、一般に、所要の品質のコンクリートを経済的に造ることができるのであるが、構造物の種類、施工の難易、等を考えて適当な最大寸法を定めなければならないのである。

必要以上に小さい粗骨材を用いて、コンクリート費を増加するようなことのないように注意しなければならない。

(3) コンクリートの配合の設計についても、標準示方書は一般の場合について考えているのであるから、「コンクリートの配合は、所要の強度、耐久性、水密性および作業に適するウオーカビリチーをもつように、これを定めなければならない」と規定しているのである。しかし、コンクリート使用の目的は場合場合によつて非常に異なるから、コンクリートの配合も、それぞれの使用目的に応じて最も経済的になるように、これを定めなければならない。たとえば、一般の鉄筋コンクリート構造物ではコンクリートの強度が最も大切であるが、水槽を造る場合には水密性も重要であり、倉庫では耐火性や耐湿性も重要である。単にコンクリートの重量だけを利用するような場合には強度や耐久性よりも経済の方が重要となることもある。示方書の字句にとらわれて不経済な配合を設計してはならないのである。

以上の諸例からわかるように、標準示方書を適用する場合に、字句にこだわり過ぎてはならないのであつて、示方書の内容をよく理解し、必要があればこれを適当に修正して活用しなければならないのである。

しかし何らの実験研究もしないで、単に現場の都合などにより標準示方書の条項にそむくと一般に不経済な結果となり、また重大な失敗を招く原因となることもあることを忘れてはならない。